風力発電所を対象事業とする環境影響評価条例一覧

項目		福島県	長野県	長崎県	兵庫県	NEDO
条例改正日		平成13年3月1日	平成19年7月17日	平成18年4月1日	平成18年4月1日	―
条例対象とする要件		事業規模	事業規模	事業規模	事業規模	事業規模
対象事業	1種事業	出力が1万キロワット以上又は風車が15台以上である風力発電所の設置（変更）の工事の事業	電気事業法第38条に規定する事業の電気工作物であって、風力を原動力とする発電用のものの設置（変更）の事業（出力が１万キロワット以上である風力発電所を設けるものに限る。）	風力発電所の設置（変更）の工事の事業(出力が15,000キロワット以上又は風車が10台以上であるものに限る。)	(1) 電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物のうち、次に掲げるものの新設 エ 風力発電所（出力が1,500キロワット以上であるものに限る。） (2) 電気工作物の増設であって、次に掲げるもの エ 風力発電所の増設であって、当該増設により当該風力発電所の出力が1,500キロワット以上増加することとなるもの	出力が1万キロワット以上
	2種事業（特別地域）	出力が7千キロワット以上1万キロワット未満又は風車が10台以上14台以下である風力発電所の設置の工事の事業	―	―	(1) 出力が500キロワット以上である風力発電所の新設 (2) 風力発電所の増設であって、当該増設により当該風力発電所の出力が500キロワット以上増加することとなるもの	
評価項目	工事の実施による影響	大気環境（大気質，騒音，振動） 水質汚濁（水質） 土壌環境（地盤） 動物 生態系 人と自然との触れ合い 廃棄物等（廃棄物，建設副産物）	評価項目は特に指定されていない （事業特性に合わせて選択する）	大気環境（大気汚染，騒音，振動，低周波） 水質汚濁（水質汚濁，水象） 人と自然との触れ合いの場 歴史的文化的環境 廃棄物等	評価項目は特に指定されていない （事業特性に合わせて選択する）	―
	存在，供用による影響	大気環境（騒音，低周波音） 土壌環境（地形・地質，地盤，その他） 動物 植物 生態系 景観 人と自然との触れ合い		大気環境（騒音，電波障害） 土壌他（地形及び地質） 動物 植物 生態系 景観 人と自然との触れ合いの場 歴史的文化的環境		騒音 低周波 電波障害 地形及び地質 動物 植物 景観 人と自然との触れ合いの場

この他，「風力発電施設」として個別に条例対象とはしていないが，他の発電施設に含まれるものとして条例対象としている自治体がある。
川崎市（100,000kw以上），名古屋市（50,000kw以上），神戸市（20,000kw以上）